

令和7年度第3四半期(令和7年10月1日～令和7年12月31日)におけるトピックス

令和8年2月26日

株式会社地域経済活性化支援機構

地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生の支援と地域経済の活性化に資する事業活動の支援に係る取組みを進めています。令和7年度第3四半期での機構の業務実績及び活動状況について報告します。

1. 事業再生支援業務

機構では、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者について、事業再生計画に基づき、過大な債務の削減等を通じた財務の再構築や事業内容の見直しによる十分な事業利益の確保を行い、競争力の確保と事業再生を支援しております。

当機構は、皆生温泉観光株式会社に対し、令和7年9月30日に株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「機構法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。その後、関係金融機関等との調整が整ったことから、同年12月23日、機構法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったことを併せて公表しました。本件において機構は、これまで事業再生計画の策定を支援するとともに、金融機関等の関係者の調整を行ってまいりました。今後は金融機関による再生支援対象事業者への支援と連携して、機構からも人材の派遣を行い、事業の再生と皆生温泉全体の持続的活性化を支援してまいります。

なお、本件は同年9月30日に公表された「皆生温泉再生及び活性化のための産官金連携協定」に関連した取組です。

【参考：皆生温泉再生及び活性化のための産官金連携協定】

令和7年9月30日、当機構、鳥取県米子市、皆生温泉旅館組合、皆生温泉観光株式会社、株式会社鳥取銀行、米子信用金庫、株式会社山陰合同銀行及び株式会社商工組合中央金庫の8者は、「皆生温泉再生及び活性化のための産官金連携協定」を締結しました。本協定に基づき、皆生温泉全体の再生・活性化のテーマを「持続可能な温泉地づくり」に設定し、皆生温泉の再生・活性化における6つの地域課題（※）の解決に向け、協働で施策を推進します。

（※）①老朽化施設・設備更新、②景観整備、③集客力向上、④コスト削減、⑤人手不足対応、⑥事業承継

■ 関連するプレスリリース

- 令和7年9月30日付、「皆生温泉再生及び活性化のための産官金連携協定の締結について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2025/250930newsrelease.pdf>
- 令和7年12月23日付、「皆生温泉観光株式会社に対する再生支援決定及び買取決定等について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2025/251223newsrelease.pdf>

【事業再生支援の状況】

	累計（※）	令和7年度第3四半期
事業再生支援決定件数	125件	-

※平成21年10月～令和7年12月31日時点

2. ファンド業務

機構は、事業再生や地域経済の活性化に資する資金供給を企図するファンド（投資事業有限責任組合）に対し、出資もしくは民間ファンド運営会社との共同運営を通じて、地域における総合的な経済力の向上、大規模な災害を受けた地域経済の再建、ならびに地域経済の活性化を図り、地域の信用秩序の基盤強化に努めております。

令和7年度第3四半期は、LP出資（特定組合出資）決定2件を行いました。

- ① Kepple Liquidity 2号投資事業有限責任組合

<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2026/260226newsrelease-3.pdf>

- ② Frontier Innovations 1号投資事業有限責任組合

<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2026/260226newsrelease-4.pdf>

【機構が関与するファンドの状況】

	累計（※1）	令和7年度第3四半期
機構のGP出資ファンド組成件数（※2）	45件	-
LP出資（特定組合出資）決定件数（※2）	38件	+2件
機構が出資するファンドによる投資実行件数（※3）	500件	+17件

※1 平成25年3月18日～令和7年12月31日時点

※2 GP：無限責任組合員、LP：有限責任組合員

※3 新規の投資実行件数。子ファンドへの投資4件含む件数。

3. 大規模災害対応

機構は、「能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合」（以下「本ファンド」という。）を通じ、令和6年能登半島地震およびその後が発生した豪雨災害により被災した事業者が直面する多重債務問題への対応を行っています。本ファンドは、こうした被災対応の一環として、「能登産業復興相談センター」および「のと復興支援株式会社」を中核に、地域金融機関、石川県、ならびに多様な被災地支援機関と緊密に連携可能な支援体制を整備しています。

令和7年12月19日、機構は、本ファンドを通じ、七尾市内に所在する生活関連サービス業者に対し、債権買取による第3号案件となる投資を実行したことを公表しました。

【本ファンドによる債権買取案件の概要】

	公表日	事業者の概要	投資内容
1	令和7年 3月 26日	七尾市内に所在する製造業者 (事業者名非公表)	債権買取等による被災事業者 が有する多重債務の課題解消
2	令和7年 9月 12日	七尾市内に所在する飲食サー ビス業者 (事業者名非公表)	債権買取等による被災事業者 が有する多重債務の課題解消
3	令和7年 12月 19日	七尾市内に所在する生活関連 サービス業者 (事業者名非公 表)	債権買取等による被災事業者 が有する多重債務の課題解消

■ 関連するプレスリリース

- 令和6年11月28日付、
「能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合へのLP出資決定について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2024/241128newsrelease.pdf>
- 令和7年3月26日付、
「能登半島地震復興支援ファンド」による債権買取の第1号案件となる投資決定について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2025/250326newsrelease.pdf>
- 令和7年9月11日付、「大規模災害対応本部の設置について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2025/250911newsrelease.pdf>
- 令和7年9月12日付、
「能登半島地震復興支援ファンド」による債権買取の第2号案件となる投資について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2025/250912newsrelease.pdf>
- 令和7年12月19日付、
「能登半島地震復興支援ファンド」による債権買取の第3号案件となる投資について」
<https://www.revic.co.jp/pdf/news/2025/251219newsrelease.pdf>

4. 地域企業経営人材確保支援事業 (REVICareer)

機構では、地方へ新しい人の流れを創出するため、経営人材を求める地域の中堅・中小企業の求人票と地域活性化に意欲のある大企業人材が登録されている人材プラットフォーム「REVICareer (レビキャリア)」の管理・運営を行い、地域金融機関による人材マッチングの促進を引き続き実施しています。

○ **令和7年度補正予算成立・地域金融力強化プランへの記載**

令和7年12月16日に令和7年度補正予算(※1)が成立し、地域企業経営人材マッチング促進事業についても、追加の予算措置が行われました。今後、制度改正等に関する公表が、関係各所から実施される予定です。

※ 1. 金融庁・経済産業省における補正予算の詳細

<https://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/7youkyuu-5.html> (金融庁)

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2025/hosei/index.html (経済産業省)

また、12月19日に金融庁から公表された「地域金融力強化プラン(※2)」に、レビカリーの活用も含め、地域金融機関が適切な人材紹介を行えるよう促していく旨の記載がされました。

※ 2. 金融庁における地域金融力強化プランの詳細

https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/regional_financial_power_enhancement_plan.pdf

○ 足元における実績

令和7年12月末実績では、累計マッチング件数が300件を突破(316件)し、前年同期(10月～12月)比では約2倍の増加と急成長しております。

また、登録者数は約6,000人となりました。引き続き、REVICareerの全国的な普及を目指して取り組んでまいります。

【参考】令和7年12月末におけるREVICareer実績(累計)の概要

	令和7年度(12月末)	令和6年度末
マッチング件数	316件	178件
登録地域金融機関数	221機関	156機関
登録者数	5,952人	4,343人
登録求人票数	5,421件	3,449件

5. 機構による人材育成等

機構は、地域経済の活性化および事業再生に関するノウハウの移転・浸透と専門人材の育成を重要なミッションとして掲げ、地域主体による自律的な再生の実現を目指しています。

金融、コンサルティング、法律、会計等の分野に精通した専門家で構成される体制を有しており、必要に応じて地域へ専門人材を派遣することにより、実務を通じた知見の共有や人材育成を行うとともに、その成果を地域に還元しています。

		累計 (※1)	令和7年度 (※2)	同第3 四半期
人材育成	金融機関等からの出向者数	193人	5人	+1人
	短期トレーナー人数※3	199人	-	-
	事業再生支援高度化研修受講人数	558人	232人	-
人材派遣	投資先・支援先等への派遣人数（下記を除く）	1,089人	46人	-
	金融機関等への派遣人数（事業性評価に係るものに限り）※4	1,733人	-	-
人材還流	専門家の退職者数	304人	10人	+4人

※1. 平成21年10月16日～令和7年12月31日時点

※2. 令和7年4月1日～12月31日時点

※3. 令和4年3月31日業務終了

※4. 令和4年3月31日業務終了（なお、人数は派遣契約に基づき人日ベース）

○事業再生支援高度化事業

【事業再生支援高度化研修】

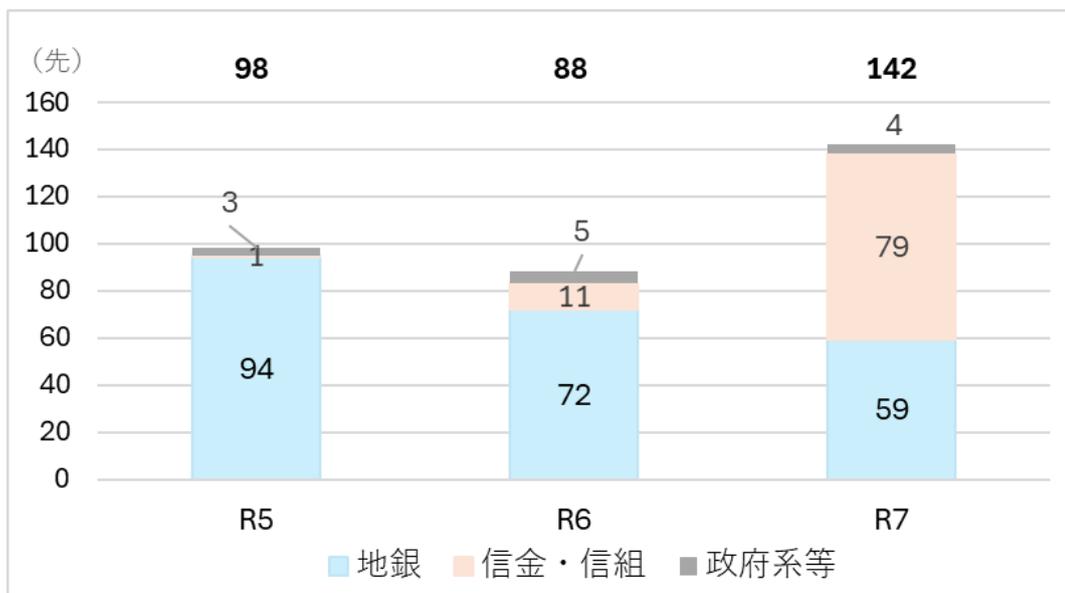
機構では、令和5年度より、各地の地域金融機関における事業再生支援人材・担い手の拡充とその能力の高度化を目的として、事業再生支援高度化研修を実施しています。

令和7年度の研修では、全国の地域銀行に加え、信用金庫・信用組合からの参加数増加により、142金融機関（232名）に参加していただき、同第3四半期をもって実践編の研修を終了しました（累計受講者数は、558人）。これを受け、研修の概要等を公表しています。また、全国の地域金融機関が交流できるよう開催地域を昨年度の東京・大阪の2か所に加え、札幌・仙台・名古屋・広島・福岡、計7か所に拡大しました。

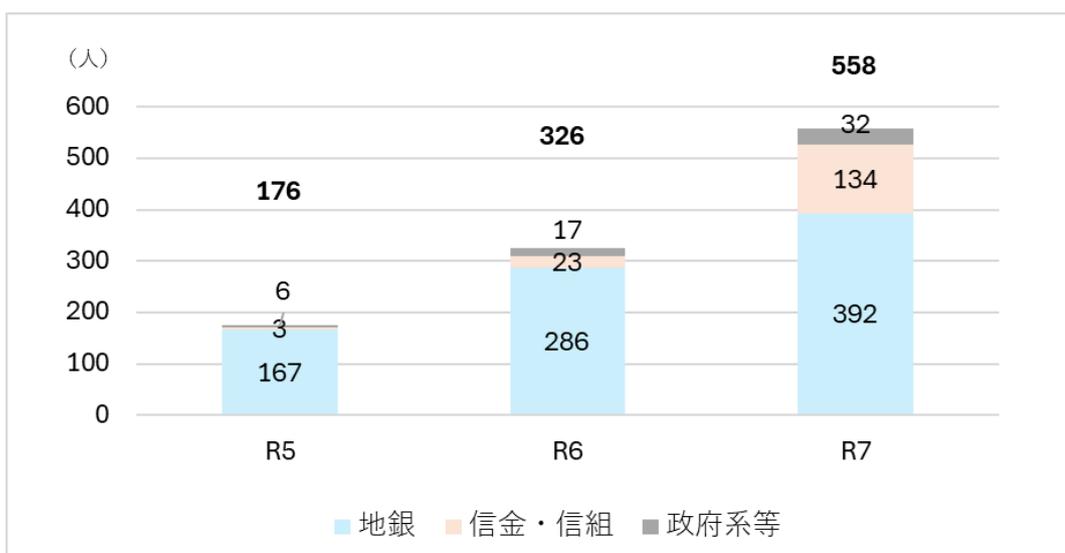
（参考1）令和7年度の事業再生支援高度化研修の概要

	基礎編	実践編	フォローアップ編
日程	・令和7年6月～	令和7年7月～11月	令和7年9月～令和8年2月
目的	・事業再生支援に関する基礎知識の習得	・ケーススタディを通じた実践能力向上 ・事業再生支援人材の交流	・研修の振り返りと金融機関内実務への落とし込み ・事業再生支援人材の交流
実施形式	・オンデマンド配信（約7時間）	・集合研修（2日間約13時間） ・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡で計8回開催	・WEBでのラウンドテーブル方式（約1時間）

(参考2) 参加金融機関数の推移



(参考3) 業態別の参加者数 (累計)



(注) 1. 支援先の社名は、原則として支援決定時点での社名で表示しています。

2. 【特定経営管理業務】とは、「事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運營業務」をいいます。

3. 【特定専門家派遣業務】とは、「地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材を機構から派遣する業務」をいいます。